しがちゅうしん

キャンペーン期間
平成30年 6月1日(金)▶8月31日(金)

サマーキャンペーン みらい2018

店頭・ATM特別金利
(新たな資金でのお預け入れに限ります。)

期間 3年

通常スーパー定期(自動継続)
店頭表示金利 年0.010%
(税引後 年0.007%)

年0.30%
(税引後 年0.239%)

ATMでもお取扱いできます!
但し、ATM機で現金でのお預け入れ金額は200万円(紙幣枚数200枚)までとなります。

※但し、取扱期間中であっても予定額完売した場合は、その時点で取扱いを終了させていただきます。※税引後の金利は、小数点第4位以下を切り捨てで表示しています(平成30年5月11日現在)

取扱総額	250億円(全店計)	販売対象	個人の方(個人事業主含む)に限ります。	払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
預入期間	●定型方式…3年(複利型) ●自動継続(元金継続、元利継続)での取り扱いとなります。				
預入方法	一括預入	預入金額	スーパー定期…10万円以上500万円以下	預入単位	1円単位
利息	●預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。●自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ●満期日以降に一括して支払います。●付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算します。				
税金	●平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にお利息を受け取られる場合は、20.315%(国税(所得税)15.315%、地方税5%)※復興特別所得税分15%×2.1%=0.315% ●税引後の金利は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。				
付加できる特約事項	●「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率) ●マル優の取り扱いができます。				
中途解約時の取り扱い	満期日前に解約する場合は、当金庫所定の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。				
苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情措置:本商品の苦情などは、当金庫営業日に、営業店または本部経営企画部(9時〜17時、電話:0749-22-7930)にお申し出ください。 ●紛争解決措置:滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記経営企画部若しくは全国しんきん相談所(9時〜17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。				
その他参考となる事項	●新たな資金によるお預け入れに限らせていただきます。 ●申込時には、本人確認資料が必要となります。 ●ATMでもお預け入れできます。 ●金利環境の変化により取扱期間中であっても適用金利を変更または取扱を中止することがあります。 ●預金保険制度の付保険対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に決済性預金以外の複数の預金口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)				

くわしくは窓口または担当者までお問い合わせください。

まっすぐ未来
滋賀中央信用金庫

www.shigachushin.jp
滋賀中信 検索